

レスパイト患者の受け入れについて

【目的】

- 在宅介護を行っている介護者の一時的な介護休養
- 近親者の冠婚葬祭、介護者の病気、出産、旅行など介護者の事情で一時的に在宅介護が困難になった場合などの一時的な受け入れ

【入院基準】

- 利用期間は原則14日以内とする
- 基本的には地域包括ケア病棟で入院対応をする。地域包括ケア病棟の通算利用日数が60日に達した時点で、次の利用は3ヶ月以上空けるか、他の病棟での検討する
- 治療が必要ないと判断された患者のみ受け入れをおこなう。点滴等の治療が必要な場合は、治療目的での入院対応とする
- 在宅あるいはそれに準ずる施設への退院が原則
- 予定入院期間は厳守すること（病状悪化し治療が必要となった場合は期間を考慮する）
- 患者の事由により、入院継続困難と判断された場合、予定入院期間を待たずに退院とする
- 空床状況によっては、希望に添えない場合もある（要相談）

【入院手順】

- ① 依頼元（ケアマネ等）から、基本情報・服薬内容がわかるもの（内服・外用薬すべて）を入退院支援課相談窓口へ提出
- ② 当院医師以外がかかりつけ医の場合は、診療情報提供書を依頼。レスパイト担当医の判断により当院の診療科を受診していただくこともある
- ③ かかりつけ医からの診療情報提供書はケアマネへ手渡ししていただくか、入退院支援課レスパイト相談窓口へ連絡をいただく
- ④ 基本情報・診療情報提供書の内容を含め、受け入れの可否を検討
- ⑤ 受け入れ可能と判断されれば、当院より依頼元へ連絡をおこなう
- ⑥ 入院期間に合わせ、かかりつけ医から内服等の処方をしてもらい、入院時に持参してもらう
- ⑦ 状態的に不安がある場合の初回利用は、一般病棟で2、3日経過観察する場合あり
- ⑧ 次の利用希望がある場合は、退院前に本人・ご家族と入院日・時間の調整をしてから退院
- ⑨ 定期的に利用される場合で、在宅療養中著変がなければ、診療情報提供書は3ヶ月毎として、直接地域包括ケア病棟へ入院とする

※ レスパイト入院中は基本的に検査や他科受診、リハビリは行わない（ただし、当院外来を定期受診している場合で、入院中に予約日と重なった場合は除く）

お問い合わせ先

済生会江津総合病院

入退院支援・地域医療連携センター

入退院支援課 52-7017（直）